

■ 第4回検討市民委員会等における意見と対応

【区分の凡例】 ◎意見を反映し、案を修正した △案を修正しなかった □その他（感想、この案件以外への意見等）

（1）第4回検討市民委員会における意見

① 「地区別構想」について

ページ	質問、意見等	対応	区分
51	<p>■ 西大和団地再生と市の役割について</p> <p>○西大和団地の再生については、URが事業主体となるが、市としてどこまで関われるか。</p>	○高度地区や用途地域の指定変更について、今後検討を行う予定です。	□
61	<p>■ 市街化調整区域における土地利用について</p> <p>○市街化調整区域の資材置場や農地転用は大きな問題であり、面整備を行うなど、より具体的な記載ができないか。</p> <p>○（仮）下新倉小学校周辺の道路整備について、都市計画マスタープランで大枠の方向性を記載できないか。</p>	<p>○現時点で、市街化調整区域内における道路整備や面整備（市街化促進の事業）を記載することは困難です。</p> <p>○市街化調整区域の対策の強化については、委員会から強い要望があったことを議事録に残し、引き続き検討します。</p>	△
64	<p>■ D地区の「現況と課題」の表現について</p> <p>○和光市駅とD地区南側とのアクセス性に関して、国の研修施設や研究所等の大規模施設の存在が課題と記載されている。誤解を招く表現ではないか。</p>	○大規模施設の存在による地区南側住宅地と和光市駅や地区北側住宅地の連携が不足しているという記載を削除し、大規模施設の近辺のゴミの不法投棄の課題を新たに追加しました。	◎

② 「まちづくりの実現に向けて」について

ページ	質問、意見等	対応	区分
全	<p>■ 資料構成について</p> <p>○実効性あるマスタープランにするためには、まとめとして6章に記載するのではなく、冒頭で記載した方が良いのではな</p>	○今回の見直しでは構成は変えずに、平成32年の全面見直し時での検討事項とします。	△

ページ	質問、意見等	対応	区分
	いか。		
73	<p>■ 協働における「市民主体」の表現について</p> <p>○協働に関して「市民が主体」という表現は誤解を受けるのではないか。行政の役割が明記されていないため、市民に丸投げするという印象を受ける方もいる。</p>	○「市民主体」という表現を修正した上で、市民・事業者・行政の各役割を明記しました。	◎
75	<p>■ 用途地域の見直しについて</p> <p>○都市計画マスタープランの実効性を高めるためには、「土地利用の方針」(31 ページ)等に用途地域の見直しに関する記載をするとともに、「まちづくりの実現に向けて」(75 ページ)との関連づけが必要ではないか。</p>	<p>○「土地利用方針」は、あくまで市域を住居系や商業系等に区別して配置し、どのような土地利用にするかの方向性を示すものであり、住宅地区においては、中高層住宅や中低層住宅の誘導に関して位置付けするなど、メリハリのある土地利用を方針を示しています。</p> <p>○用途地域は、土地利用方針で示した方向性を実現するための手法の一つとして、6-3「総合的なまちづくりの施策の展開の②地域地区の見直し」に明記し実効性を出しております。</p>	△

(2) 検討市民委員会委員からの文書での意見

① 第1章から第4章

ページ	質問、意見等	対応	区分
2	<p>■ 「都市計画マスタープランの位置付け」について</p> <p>○「総合振興計画」に即すと位置づけられているが、主体を持って「位置づけます」とすべきではないか。</p> <p>○また、旧マスタープランにあった「市が目指すべきまちづくりの基本的な方針を定めるものです」が削除されているが、マスタープランの眼目はここにあるのではないか。</p>	○「和光市総合振興計画に即し、市が目指すまちづくりの基本的な方針を定めるものです。」と変更しました。	◎
5	<p>■ 「人口」について</p> <p>○「平成25年3月に東京メトロ副都心線と東急東横線の相互</p>	○「平成20年6月の東京メトロ副都心線の開通により」	◎

ページ	質問、意見等	対応	区分
	<p>運転により本市の利便性が高まり、平成 22 年度の人口は 80,745 人、世帯数は 37,385 世帯と増加を続けています」との記述は、時間軸としておかしい。国勢調査の確定人口を記載したと思われるが、現状、25 年度 11 月現在では 79,450 人と減少している。</p>	<p>に変更しました。</p>	
6	<p>■ 「産業構造」について</p> <p>○本市の産業というなら、市内在勤も含めた市内に存在する事業所別の就業人口を提示すべきである。産業別人口だと市民の産業別就業構造であって、和光市の産業構造とはならない。</p>	<p>○産業構造に対応できるように、産業別就業者人口を、経済センサス等による産業別従業者人口に変更しました。</p>	◎
8	<p>■ 「土地利用」について</p> <p>○「畑」と記載されているが、若干水田があるので「農地」とすべきではないか。</p>	<p>○「畑」を「田畑」に変更しました。</p>	◎
11	<p>■ 「公園・緑地」について</p> <p>○旧マスタープランにあった「都市化の進展に伴い、斜面林や屋敷林、社寺林などの緑は減少傾向にあり」の現状認識が削除されたのは何故か。P21 の課題での記載で十分とするか。</p>	<p>○旧マスタープランの課題にあった「都市化の進展に伴い、斜面林や屋敷林、社寺林などの緑は減少傾向にあり」を追加しました。</p>	◎
21	<p>■ 「まちづくりの課題 ②失われつつある良好な自然環境の保全・活用」について</p> <p>○たいていの場合失われつつあるもの保全ばかり位置づけされているが、積極的に緑の創生まで踏み込んでどうか。</p>	<p>○「緑の創出によるまちづくりが必要です」という文言を追加しました。</p>	◎
34	<p>■ 「都市施設整備方針 ●シンボル軸」について</p> <p>○実効性を出すためには、道路の拡幅が不可欠と思われるが、可能か。また、この地域の思いきった再開発が必要ではないか。その方針が示されない限り、実効性のない理念になってしまう。</p>	<p>○シンボル軸である南口駅前線から樹林公園までの道路については、計画幅員とおり整備済であるので、拡幅は困難です。これからは、シンボルロードとして、電線地中化や舗装デザイン等による整備を行っていきます。</p>	△
39	<p>■ 「都市環境形成方針 ①樹林地・湧水地の保全」について</p> <p>○緑地の寄付の受け入れ制度、買い取り制度の研究と実施」を加えたらどうか。</p>	<p>○マスタープランは方向性を示すものなので、緑地の寄付の受け入れ制度や買い取り制度の研究などの具体的事</p>	△

ページ	質問、意見等	対応	区分
		項は、個別の計画で検討することとなっています。	
39	<p>■ 「都市環境形成方針 ②農地の保全」について</p> <p>○農地転用の歯止めの方策はあるのか、少なくともその研究を行うべきではないか。</p>	○マスタープランは方向性を示すものなので、農地転用の歯止めの方策などの具体的事項は、個別の計画で検討となっています。	△
42	<p>■ 「都市景観形成方針 (2)景観拠点の形成 ②緑の拠点及び③歴史・文化の拠点」について</p> <p>○樹林、湧水の維持保全について、私有地であるものをどうやって保全していくのか、何らかの具体策を示さないと実効性のあるプランにならないのではないか。</p>	<p>○マスタープランには、方向性を示すものなので、私有地の樹林、湧水の具体的な保全策については、個別の計画で検討することとなっています。</p> <p>○なお、地区別構想においては、点在している湧水地の保全・育成を位置付けています。</p>	△
45	<p>■ 「都市防災化方針」について</p> <p>○和光市ハザードマップとの関連性を示さなくてもよいのか。また、ハザードマップは危機管理室の所管になっているが、平成16年から大きく見直されていない。当然のことながら、防災は市内の縦割りで行えることではなく、行政全体との関連性を十分加味したマスタープランにしてほしい。</p>	<p>○マスタープランは方向性を示すものなので、マスタープランに、ハザードマップとの関連性まで示すのは細かくなりすぎてしまいます。</p> <p>○防災については、4-6「都市防災化方針」に地域防災計画に基づき都市防災の強化を図ると位置付けていて整合を図っています。</p>	△

(2) 地区別構想

ページ	質問、意見等	対応	区分
51	<p>■ 「A地区 ■土地利用に関する方針 ●中心市街地の活性化」について</p> <p>○「核的な商業施設の充実」とあるが行政自ら施設を作ること示唆しているのか。また、商店街の充実、他市からの来客も期待できるが、それだけの商店街を構築する商圈はあるのか。</p>	○「核的な商業施設の充実、既存商店街との連携」の項目を削除し文章の表現を変更しました。	◎

ページ	質問、意見等	対応	区分
57	<p>■ 「B地区 ■その他に関する方針 ●越戸川・谷中川の多自然化・散策路の整備」について</p> <p>○既に「創出」の段階ではなく、「充実」の段階ではないか。</p>	<p>○越戸川と谷中川の合流部は、整備済みなので「創出」から「充実」に変更しました。</p>	◎
61	<p>■ 「C地区 ■その他に関する方針 ●荒川河川敷運動公園のリクリエーション機能の維持・保全」について</p> <p>○河川敷は国有地であり緑地なので、安全対策とともに「自然の保全・回復」ではなく、遊歩道など積極的利用に踏み込むべきではないか。</p>	<p>○荒川河川敷の維持管理は、市で行っているが、遊歩道の整備となると国の所管となるため、そこまで位置付けるのは困難です。</p>	△
66	<p>■ 「D地区 ■その他に関する方針 ●白子川の水辺に近づける空間の創出」について</p> <p>○越戸川同様ほぼ完成しているので、「創出」でなく「充実」でないか。</p>	<p>○白子川についても、整備済みなので「創出」から「充実」に変更しました。</p>	◎
70	<p>■ 「E地区 ■都市施設整備に関する方針 ●歴史的雰囲気のある生活軸の整備」について</p> <p>○市道412号線の安全配慮を位置づけるのはよいが、どうやって実現するのか。道路の拡幅はできるのか。</p>	<p>○市道412号線は、個別の事業として道路整備実施計画に位置付けられているので、マスタープランでは、大枠の方向性のみを位置付けています。</p>	△